

## 第2回 石川県在籍型出向等支援協議会 次第

日時：令和3年12月3日（金） 14:00～  
場所：金沢駅西合同庁舎 共用第1会議室

### 1 開会

### 2 主催者挨拶

### 3 議題

- (1) 石川県在籍型出向等支援協議会設置要綱改正案について
- (2) 最近の雇用失業情勢について
- (3) 在籍型出向に係る取組の実績等について
  - ① 在籍型出向等支援について
  - ② 石川労働局での取組状況
  - ③ 在籍型出向に関するアンケート・ヒアリング結果等について
  - ④ 産業雇用安定センターでの取組実績等
- (4) 意見交換

### 4 閉会

#### 【配付資料】

- 資料1：石川県在籍型出向等支援協議会設置要綱改正案
- 資料2：石川労働局資料
- 資料3：第2回全国在職型出向等支援協議会資料（抜粋）
- 資料4：産業雇用安定センター資料



## 第2回 石川県在籍型出向等支援協議会 出席者名簿

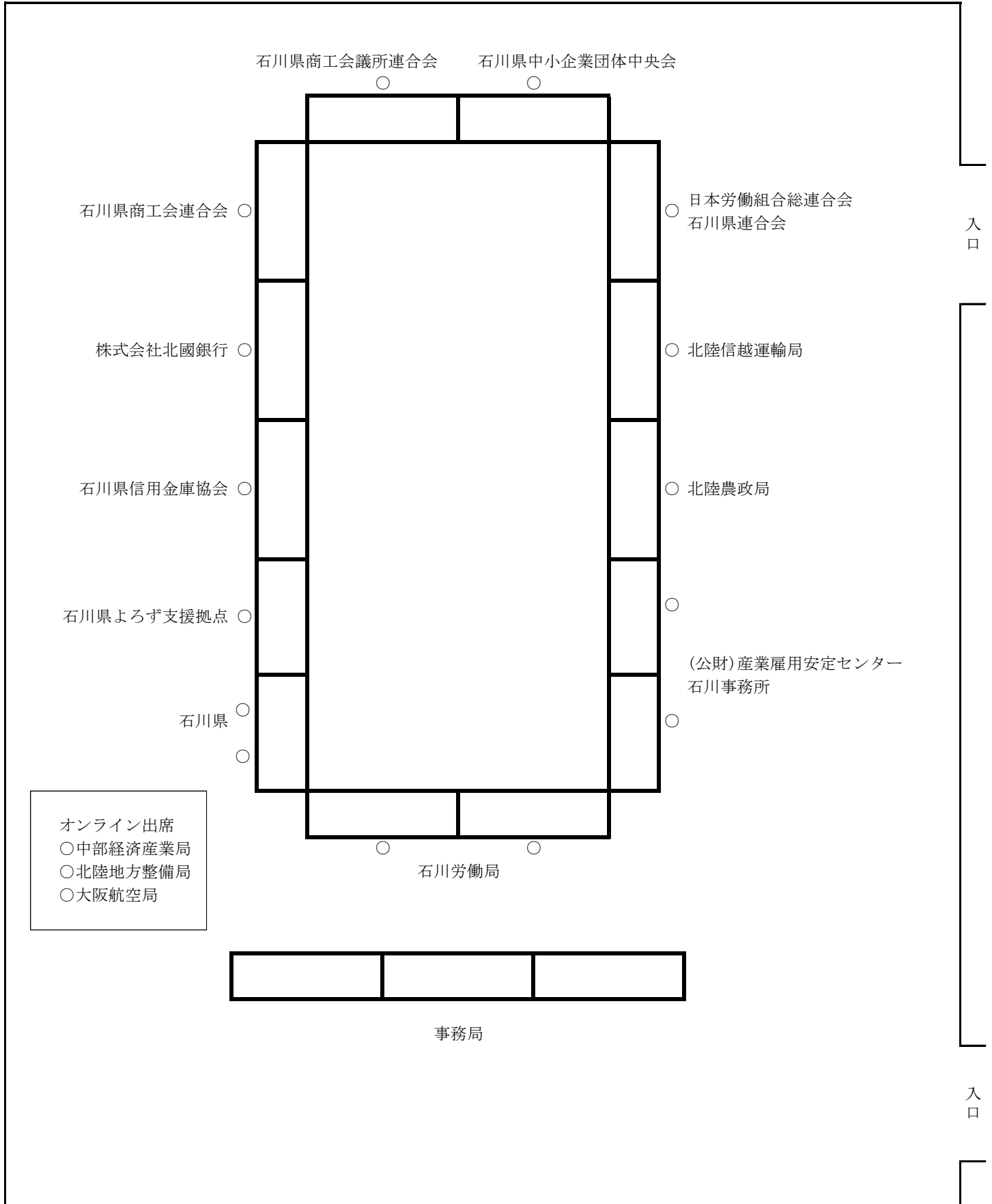
令和3年12月3日（金）14:00～  
金沢駅西合同庁舎6階 共用第1会議室

区分	構成機関	所属部署・役職	氏名
経済団体	石川県商工会議所連合会	金沢商工会議所 企業支援グループ グループリーダー	柿 英明
	石川県商工会連合会	経営支援課 課長補佐	森 達朗
	石川県中小企業団体中央会	事務局特命担当次長	高邑 俊生
労働団体	日本労働組合総連合会 石川県連合会	事務局長	小水 康史
金融機関等	株式会社北國銀行	法人ソリューション部 法人ソリューショングループ グループ長	宮野 雅明
	石川県信用金庫協会	事務局長	野村 裕幹
出向支援組織	公益財団法人産業雇用安定センター 石川事務所	所長	中村 弘樹
		統括参与	西田 茂宏
地方公共団体	石川県	商工労働部労働企画課 グループリーダー	前寺 康剛
		商工労働部労働企画課 専門員	毛利 成良
関係省庁	中部経済産業局	地域経済部 地域人材政策室長	品田 由美 ※
	石川県よろず支援拠点	サブチーフ コーディネーター	西中 浩一
	北陸地方整備局	建政部 計画・建設産業課長	鬼丸 真希 ※
	北陸信越運輸局	石川運輸支局 首席運輸企画専門官	木村 幸典
	大阪航空局	中部空港事務所 広域空港管理官	新屋 光幸 ※
	北陸農政局	経営・事業支援部 経営支援課長	中野 利行
	石川労働局	局長	吉田 研一
職業安定部長		河村 智	
事務局	石川労働局職業安定部	職業安定課長	諸田 一良
		職業対策課長	米澤 昭雄
		職業安定課長補佐	川端 一平
		職業対策課 事業所給付監査官	濱岡 智子
		職業安定課 担当コーディネーター	古永 早也加

※・・・オンラインによる出席者

# 第2回 石川県在籍型出向等支援協議会 座席表

令和3年12月3日（金） 14:00～15:30  
金沢駅西合同庁舎6階 共用第1会議室



## 石川県在籍型出向等支援協議会 設置要綱（改正案）

## 1 目的

新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされる企業が増加する中で、一時的に雇用過剰となった企業と人手不足が生じている企業との間で、在籍型出向により労働者の雇用を維持するために、県内地域において関係機関が連携して、出向の情報やノウハウの共有、送出企業と受入企業開拓等を推進することを目的として、石川県在籍型出向等支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## 2 構成員等

- (1) 協議会の構成員は、別紙「石川県在籍型出向等支援協議会構成員」のとおりとする。
- (2) その他、協議会は必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

## 3 協議事項

協議会は次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域における雇用過剰、人材不足等現下の雇用情勢に関すること。
- (2) 地域における出向の送出企業や受入企業の情報・開拓に関すること。
- (3) 地域における関係機関間の連携に関すること。
- (4) 地域における出向支援のノウハウ・好事例の共有に関すること。
- (5) 各種出向支援策の共有など出向の効果的な実施の推進に関すること。
- (6) その他必要な事項に関すること。

## 4 事務局

協議会の事務局は、石川労働局職業安定部に置く。

## 5 その他

- (1) 協議会の議事については、別に協議会で申し合わせた場合を除き、原則として公開とする。
- (2) この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は別に定める。

## 附則

この要綱は、令和3年4月26日から施行する。

令和3年12月〇日 別紙改正

## 石川県在籍型出向等支援協議会構成員

区 分	構成員 (機関・団体名)
経済団体	一般社団法人石川県経営者協会
	石川県商工会議所連合会
	石川県商工会連合会
	石川県中小企業団体中央会
労働団体	日本労働組合総連合会石川県連合会
金融機関等	株式会社北國銀行
	石川県信用金庫協会
	石川県社会保険労務士会
出向支援組織	公益財団法人産業雇用安定センター 石川事務所
地方公共団体	石川県
関係省庁	中部経済産業局
	石川県よろず支援拠点
	北陸地方整備局
	北陸信越運輸局
	大阪航空局
	北陸農政局
	石川労働局
事務局	石川労働局職業安定部

## 第 2 回 石川県在籍型出向等支援協議会資料

令和 3 年 12 月 3 日（金）

石川労働局

# 目 次

1 「最近の雇用失業情勢」ダイジェスト版 . . . . .	1
2 産業別新規求人数の推移 . . . . .	5
3 石川県における在籍型出向等支援について . . . . .	6
4 石川労働局の取組状況 . . . . .	7
5 【参考】雇用調整助成金等の状況 . . . . .	8
6 「産業雇用安定助成金」及び「出向マッチング支援」のご案内 リーフレット（石川労働局作成） . . . . .	9
7 産業雇用安定助成金制度改正のお知らせ . . . . .	10
8 令和3年12月以降の雇用調整助成金の特例措置等について . .	11
9 石川県における在籍型出向の活用好事例 . . . . .	13



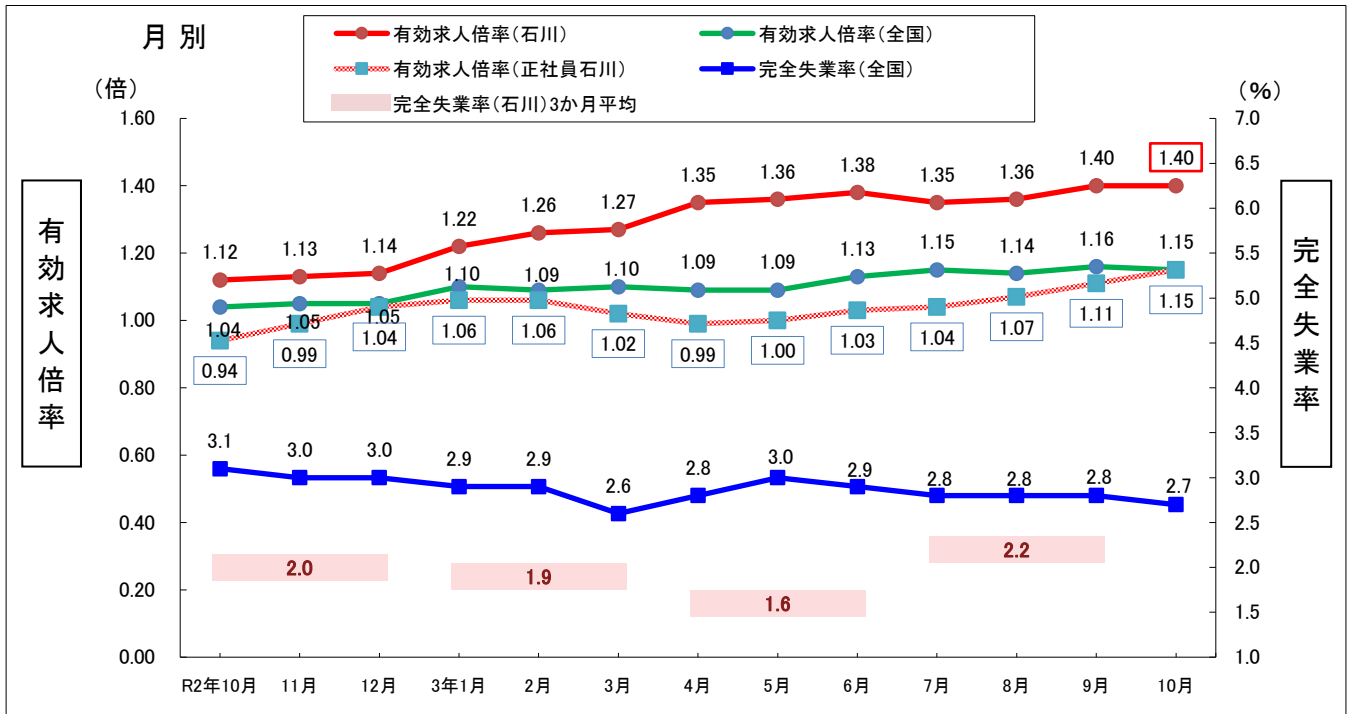
# 最近の雇用失業情勢 ダイジェスト版

～県内の雇用情勢は、注意を要する状態にあるものの、持ち直しの動きが広がっている。～

令和 3年10月

全国：完全失業者数(原数値)	183万人 (前年同月比▲14.9%)
完全失業率(季節調整値)	2.7% (前月差 ▲0.1P)
石川県：完全失業率(7～9月平均、原数値)	2.2% (前年同期差 ▲0.5P)

## 有効求人倍率・失業率の推移

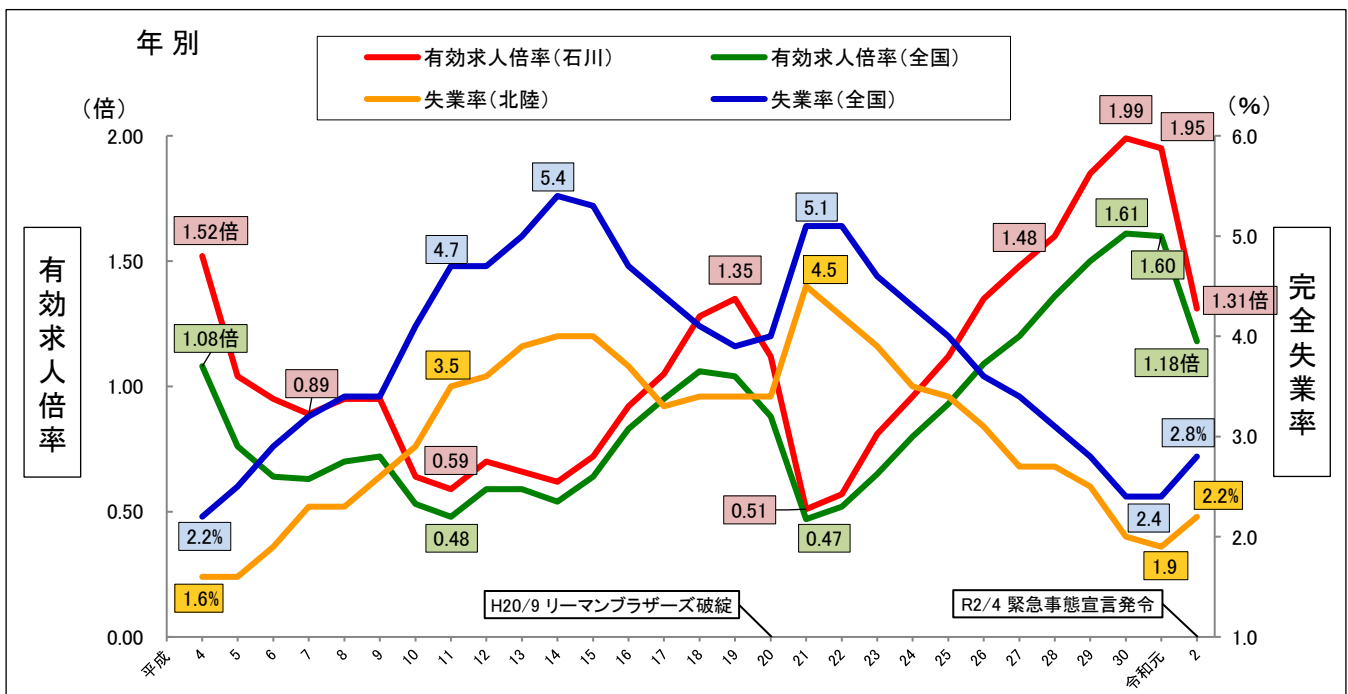


(注1) 有効求人倍率は(全国、石川)季節調整値。いずれも令和2年12月以前の数値は、令和3年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。

(注2) 正社員有効求人倍率は原数値。

(注3) 完全失業率の全国値は総務省統計局「労働力調査」、石川(四半期)は石川県「石川県労働力調査」の結果による。

(注4) 全国の完全失業率は季節調整値。令和2年12月以前の数値は、令和3年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。石川の完全失業率は原数値。



(注1) 有効求人倍率及び完全失業率は年平均(1月～12月)。

(注2) 完全失業率(全国、北陸4県)は総務省統計局「労働力調査」結果による。

# 1. 有効求人倍率の動向

(人、%、倍、ポイント)

区分		R2年度	前年度比	R3年9月	前年同月比	10月	前年同月比
季調値	有効求人			24,324	(2.4)	24,025	(▲ 1.2)
	有効求職			17,413	(▲ 0.3)	17,222	(▲ 1.1)
	有効求人倍率			1.40	(0.04)	1.40	(0.00)
原数値	有効求人	258,201	▲ 28.1	23,709	18.0	24,345	15.6
	有効求職	210,970	10.0	17,173	▲ 5.1	17,177	▲ 7.1
	有効求人倍率	1.22	▲ 0.65	1.38	0.27	1.42	0.28

(注)パートタイムを含む。

( )内は前月比(差)

# 2. 新規求人の動向



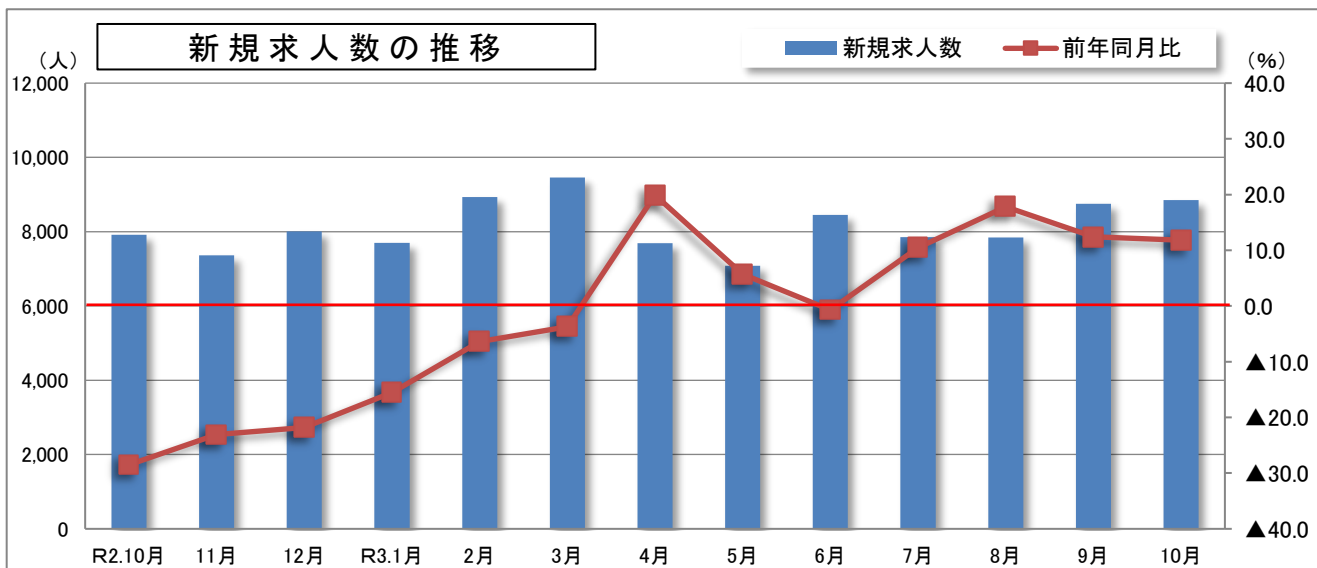
新規求人数は対前年同月比で増加しました(4か月連続)。  
産業別では、「製造業」が9か月連続して対前年同月比で増加しました。

(人、%)

区分	R2年度	前年度比	R3年8月	9月	10月	前年同月比
合計	92,541	▲ 25.5	7,841	8,749	8,855	11.8
建設業	8,876	▲ 17.4	660	862	742	▲ 9.1
製造業	8,330	▲ 34.7	951	1,160	1,175	62.1
食料品・飲料等	2,010	▲ 41.8	223	228	275	45.5
繊維工業	1,129	▲ 40.4	92	166	148	18.4
金属製品	650	▲ 28.5	93	97	119	91.9
はん用機械器具	697	▲ 36.9	107	87	116	146.8
生産用機械器具	768	▲ 40.4	139	182	146	73.8
電子部品・デバイス	289	▲ 29.7	23	37	20	233.3
電気機械	573	▲ 16.7	52	52	69	1.5
情報通信業	1,497	▲ 18.1	106	145	194	31.1
運輸業, 郵便業	5,301	▲ 35.2	488	453	551	30.6
卸売業, 小売業	20,902	▲ 22.7	1,440	1,503	1,514	▲ 4.4
宿泊業, 飲食サービス業	7,782	▲ 51.1	721	970	799	5.0
教育, 学習支援業	1,525	1.3	106	105	120	▲ 16.1
医療, 福祉	17,785	▲ 12.9	1,612	1,811	1,805	21.2
複合サービス事業	510	▲ 26.7	85	34	28	▲ 26.3
サービス業	9,538	▲ 22.1	936	939	1,078	10.7
その他の	10,495	▲ 18.1	736	767	849	3.3
常用	51,344	▲ 23.8	4,535	5,029	4,949	12.1
臨時・季節	2,589	▲ 3.4	211	303	307	▲ 4.7
パートタイム	38,608	▲ 28.6	3,095	3,417	3,599	13.1
うち正社員求人	43,966	▲ 22.2	3,849	4,334	4,265	14.0

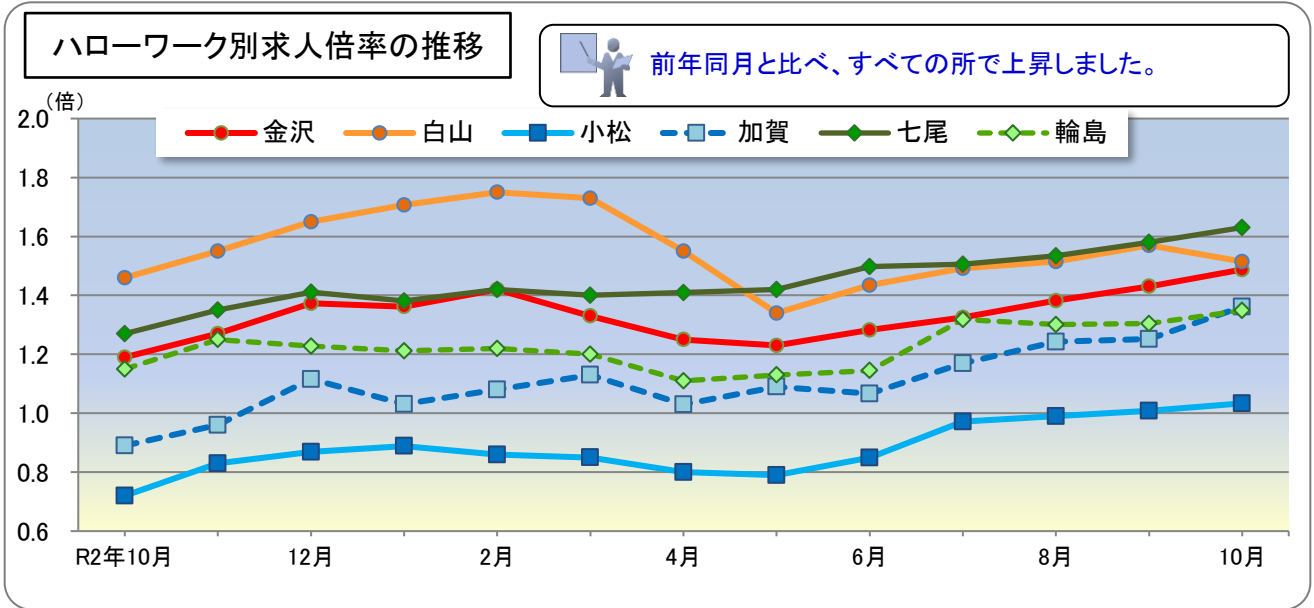
(注1) パートタイムを含む。

(注2) 平成25年10月改訂の「日本標準産業分類」に基づく区分により表章。



### 3. 地域別有効求人倍率の状況

地域	石川中央地域		南加賀地域		中能登地域		奥能登地域	
所	金沢所	1.49倍	小松所	1.03倍	七尾所	1.63倍	輪島所	1.35倍
	白山所	1.51倍	加賀所	1.36倍				



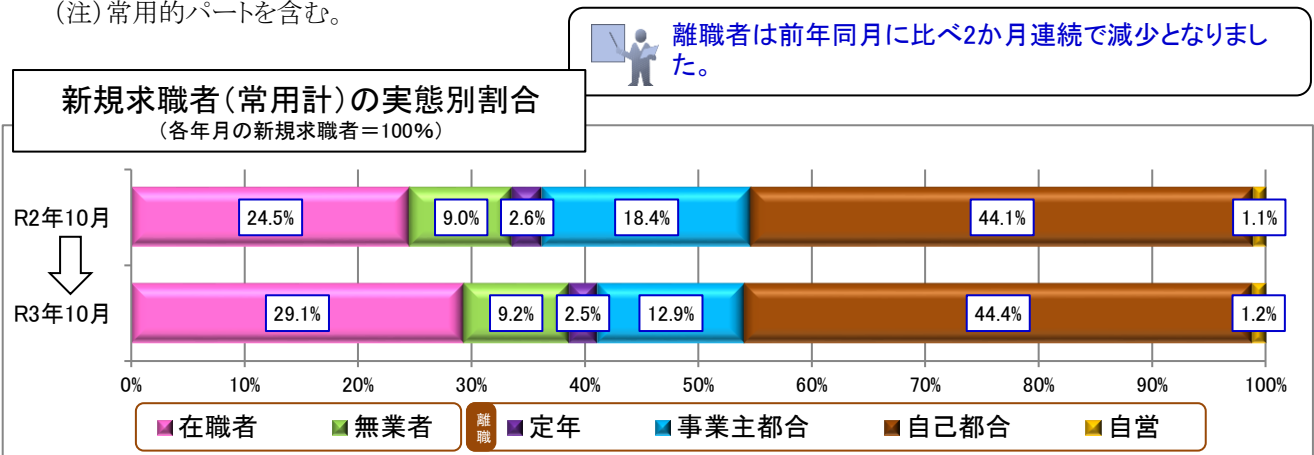
### 4. 新規求職の動向

区分	R2年度	前年度比	R3年9月	前年同月比	10月	前年同月比
新規求職	45,843	0.1	3,589	▲ 5.8	3,592	▲ 8.4
常用	28,177	▲ 2.2	2,255	▲ 1.3	2,263	▲ 3.9
臨時・季節	808	▲ 25.7	38	▲ 11.6	7	▲ 41.7
パートタイム	16,858	6.0	1,296	▲ 12.5	1,322	▲ 14.8

#### 新規求職者の実態(常用計)

区分	R2年度	前年度比	R3年9月	前年同月比	10月	前年同月比
新規求職者計	44,797	0.4	3,522	▲ 5.9	3,575	▲ 8.1
在職者	12,036	▲ 10.7	1,069	7.9	1,039	8.9
離職者	29,368	8.4	2,140	▲ 12.3	2,206	▲ 14.7
定年到達	1,201	▲ 4.3	81	5.2	90	▲ 11.8
事業主都合	8,345	37.4	406	▲ 40.9	462	▲ 35.4
自己都合	19,079	0.4	1,588	▲ 1.2	1,589	▲ 7.4
自営	656	▲ 3.8	53	▲ 15.9	44	7.3
無業者	3,393	▲ 16.0	313	0.6	330	▲ 5.2
うち家事・育児	1,324	▲ 9.2	109	▲ 21.6	135	▲ 11.8
うちその他	2,069	▲ 19.8	204	18.6	195	0.0

(注) 常用的パートを含む。



## 5. 就職の状況

(件、人、%)

区分	R2年度	前年度比	R3年9月	前年同月比	10月	前年同月比
全数	14,476	▲ 12.6	1,258	3.1	1,282	▲ 7.3
うち 常用	7,303	▲ 21.3	668	10.6	640	▲ 6.8
うち パートタイム	6,902	▲ 0.1	526	▲ 7.1	624	▲ 6.7
うち 中高年齢者	7,714	5.5	705	6.7	693	▲ 3.1

## 6. 企業整備(人員整理)の状況

※同一月中に2人以上の人員整理が行われたものを計上。(件、人、%)

区分	R2年度	前年度比	R3年9月	前年同月比	10月	前年同月比
件数	480	58.4	21	▲ 27.6	25	▲ 19.4
人員	2,585	71.1	93	▲ 61.3	92	▲ 46.8

### 全国の状況

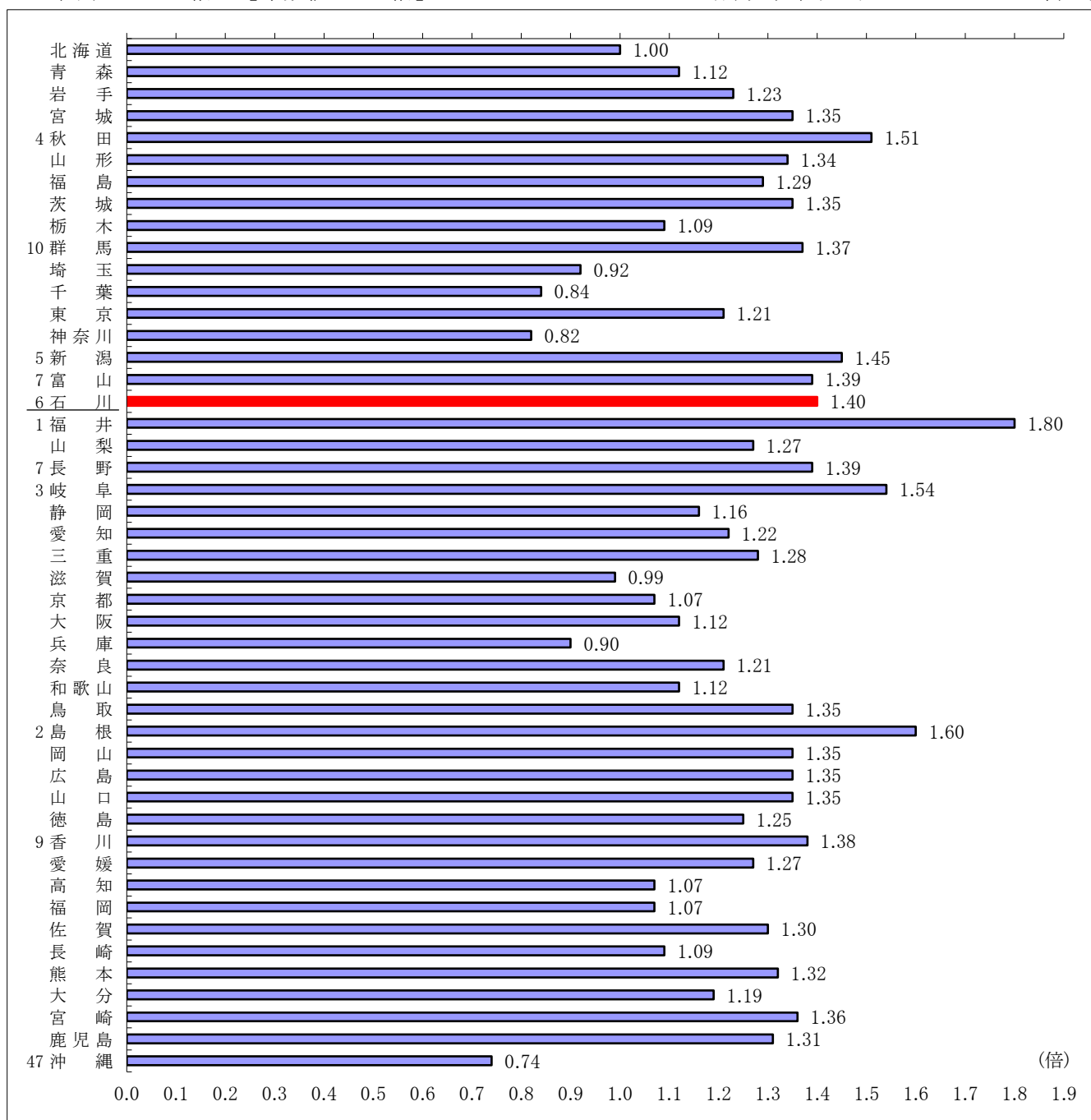
### 令和3年10月・都道府県別有効求人倍率(季節調整値)



以下のグラフは、全国の都道府県の有効求人倍率(季節調整値)を棒グラフで比較した表です。都道府県の左に示した数字は順位を表しています。

全国平均 1.15倍 [原数値 1.16倍]

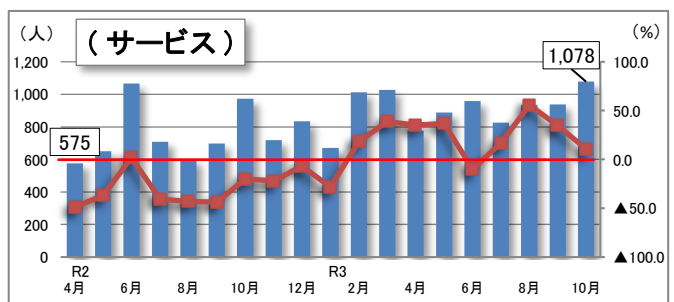
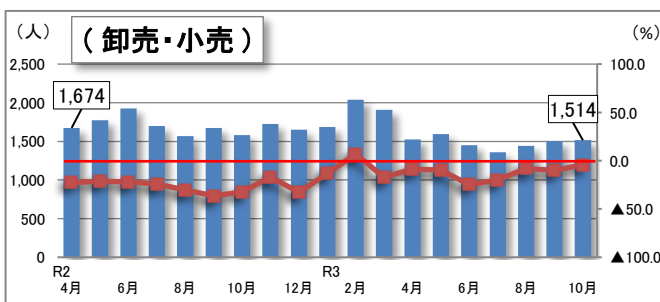
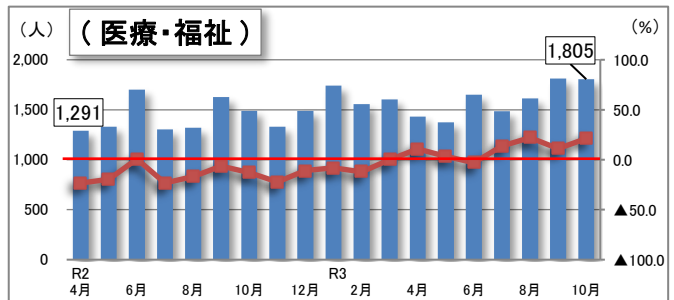
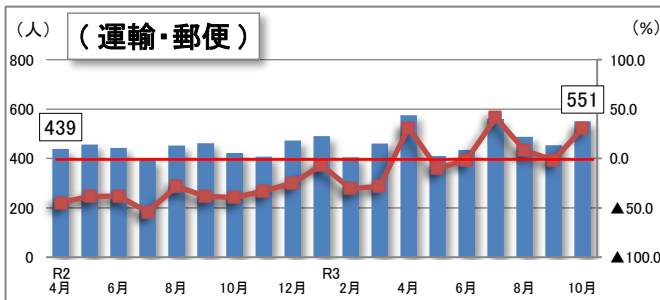
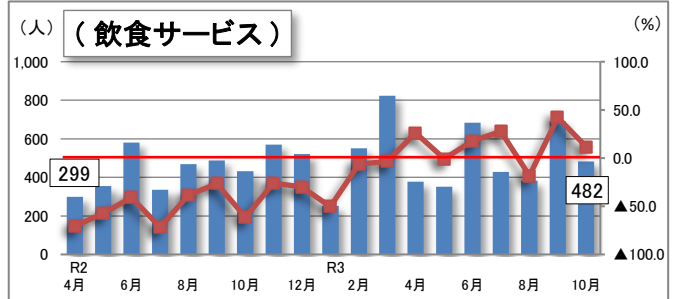
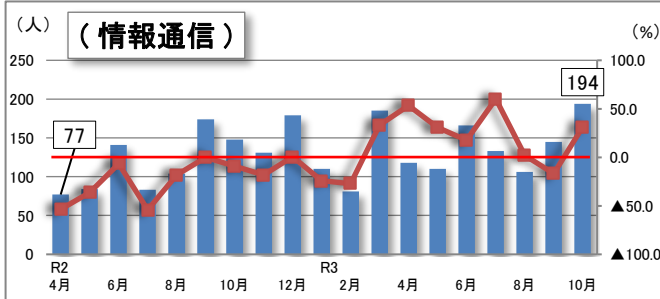
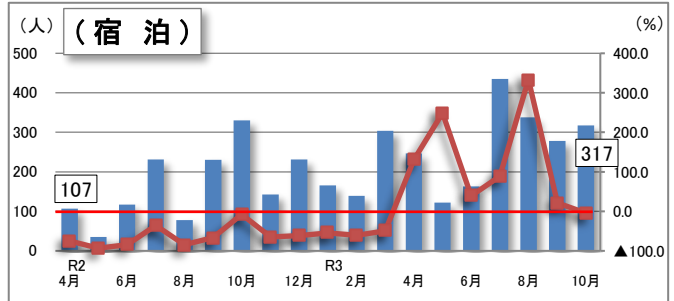
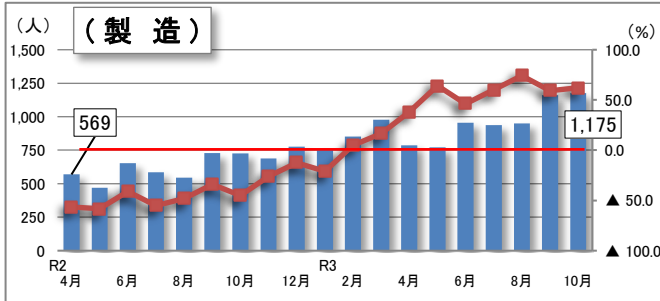
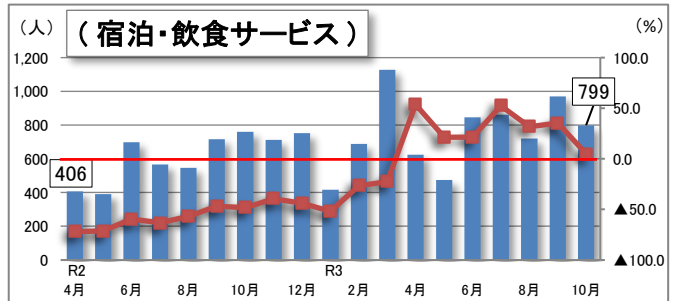
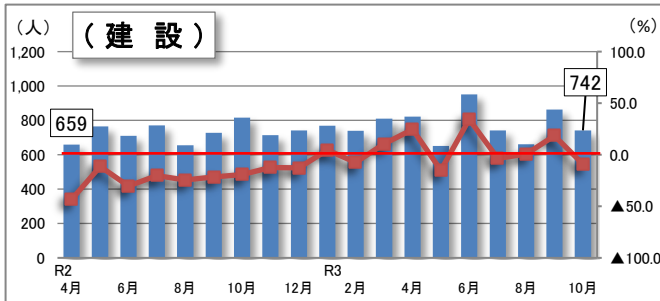
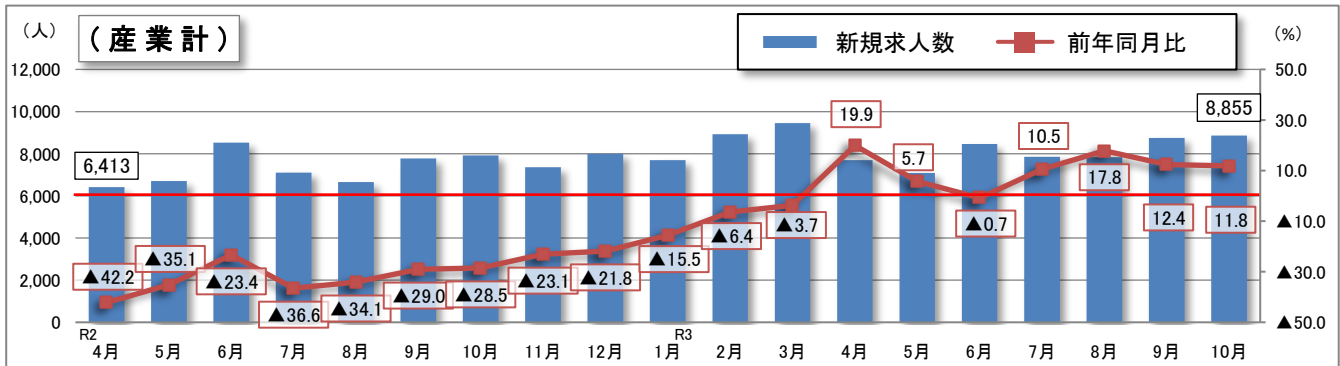
(新規学卒者を除きパートタイムを含む)



# 産業別新規求人数の推移（原数値）



以下のグラフは、全産業と産業別（主要10産業）の新規求人数の状況を表しています。青い棒グラフ（左メモリ）が新規求人数、赤い折れ線グラフ（右メモリ）が対前年同月比を表しています。



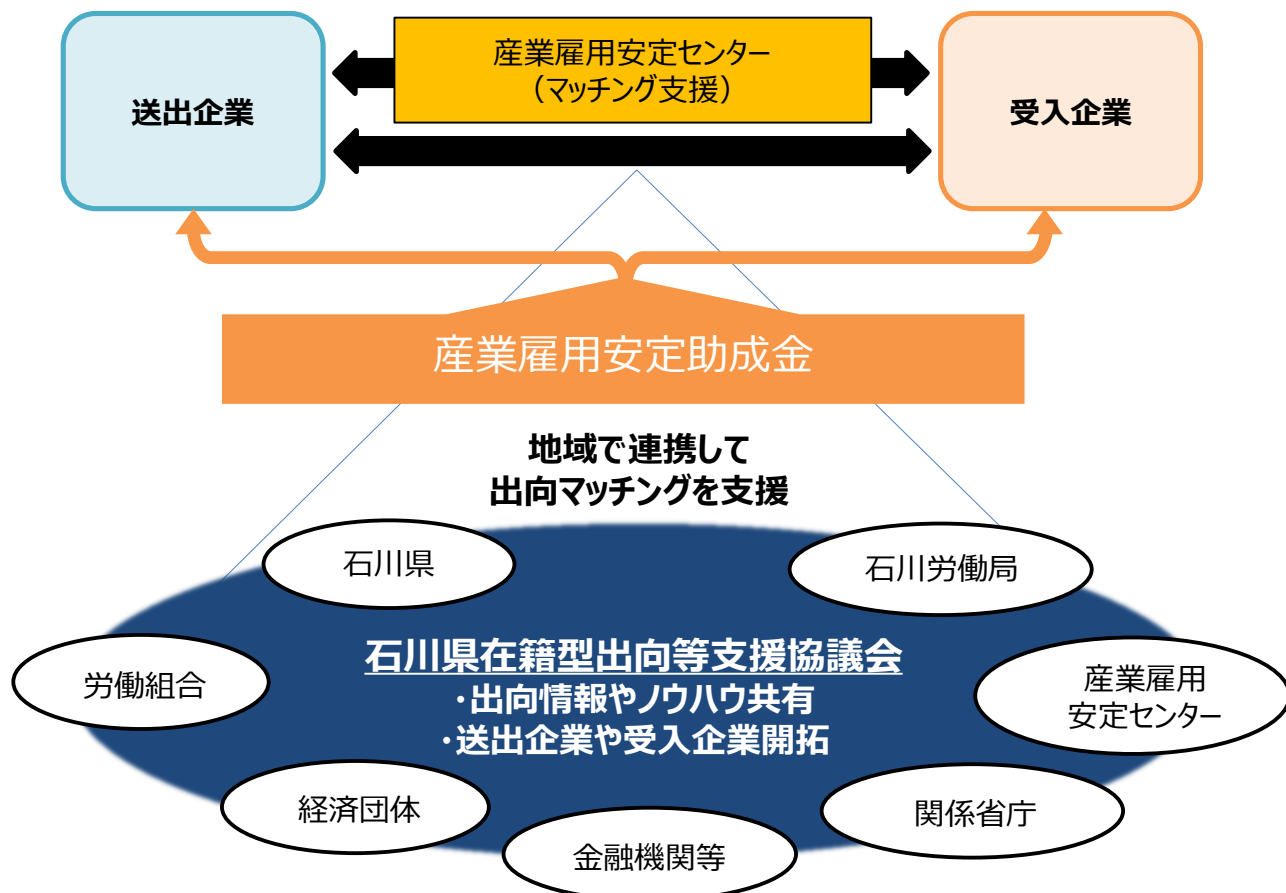
# 石川県における在籍型出向等支援について

## 協議会構成員の役割

- 1 各傘下企業等への周知広報
  - ・ 在籍型出向による雇用維持の方法
  - ・ 産業雇用安定助成金の案内
  - ・ 出向マッチング支援機関「産業雇用安定センター」への誘導案内
- 2 協議会等を通じた情報共有や連携強化
  - ・ 定期的な協議会開催
  - ・ メルマガなどによる情報共有
  - ・ 随時マッチング支援機関「産業雇用安定センター」との連携
- 3 送出企業や受入企業情報等の収集・開拓等の推進

## 連携体制・情報集約

在籍型出向等支援事業連携体制・情報集約スキームチャート



# 石川労働局の取組状況

## 取組状況

- 1 石川県在籍型出向等支援協議会開催による情報共有、連携強化
  - ・令和3年4月26日に協議会を設立し、①情報やノウハウの共有、②送出企業・受入企業の開拓推進とそのマッチング支援、③関係機関の連携等の確認
- 2 構成員向けメールマガジンによる情報共有
  - ・Vol. 1：令和3年5月発行、Vol. 2：令和3年9月発行（年3回程度予定）
- 3 産業雇用安定センターが提供する送出・受入企業情報の活用
  - ・希望する構成員への情報共有（月1回程度）
  - ・産業雇用安定センターとハローワークが連携した受入企業の開拓
- 4 独自の周知広報用リーフレットの作成、配布
  - ・「産業雇用安定助成金」及び「出向マッチング支援」のご案内（資料9ページ）
- 5 各種広報誌への掲載による広報
- 6 在籍型出向企業の好事例等の収集・報告・広報
  - ・本省への報告と好事例等の広報
- 7 産業雇用安定助成金の迅速かつ適正な支給

## 産業雇用安定助成金の状況（令和3年10月末現在）

### 計画届受理状況【令和3年2月からの累計】

出向労働者数	出向元事業所数〔うち中小企業〕	出向先事業所数〔うち中小企業〕
234	21〔18〕	31〔23〕

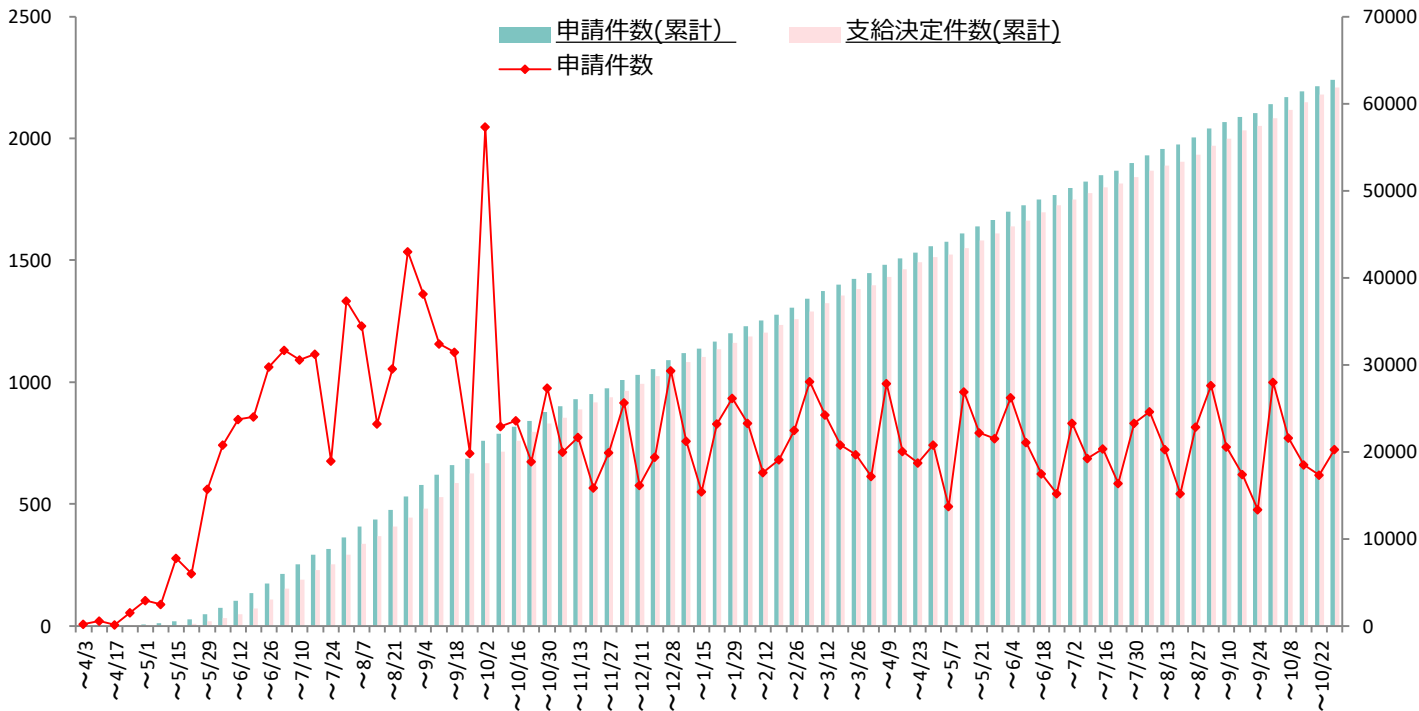
業種別（人）	出向元	出向先
E 製造業	152	197
H 運輸業,郵便業	37	0
I 卸売業,小売業	12	21
M 宿泊業,飲食サービス業	26	9
P 医療,福祉	0	5
上記以外の業種	7	2

### 企業規模別（人）

出向先	大企業	中小企業
出向元 大企業	127	25
出向元 中小企業	21	61
出向元 官公庁	0	0

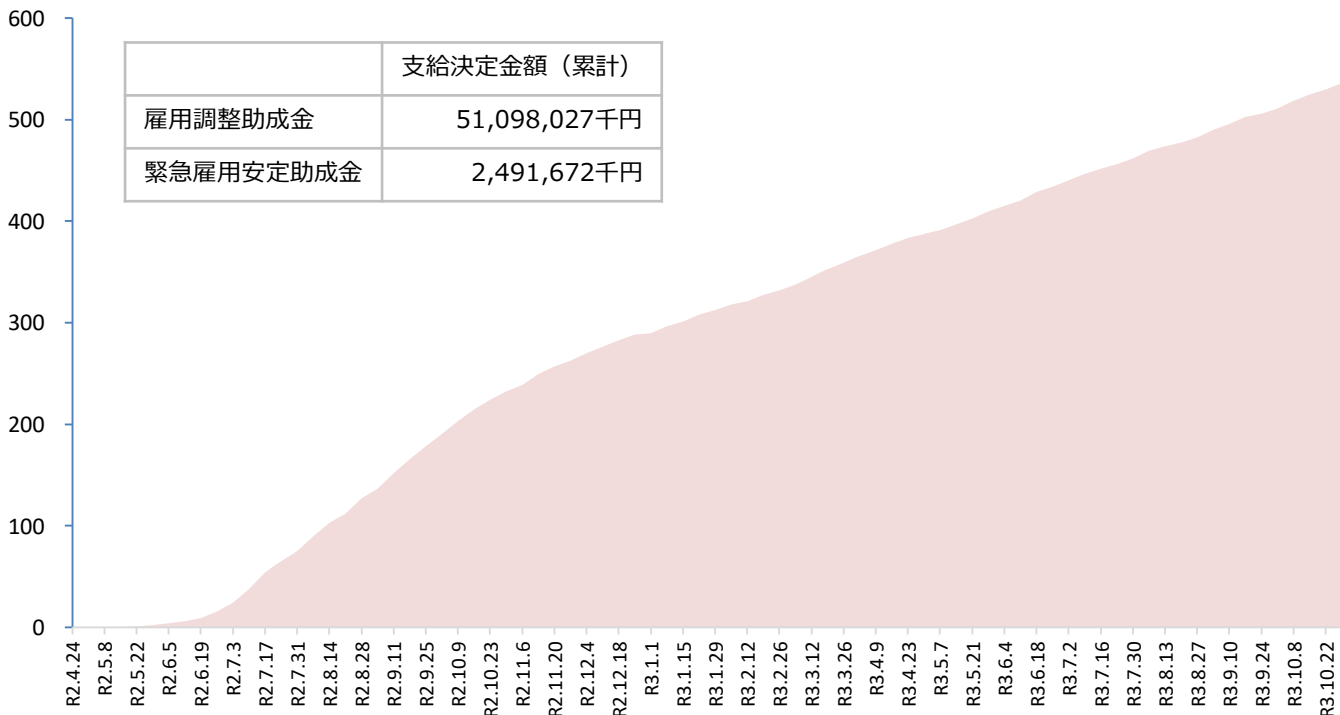
# 参考：雇用調整助成金等の状況（令和3年10月末現在）

## 1 申請受付・支給決定状況（雇用調整助成金＋緊急雇用安定助成金）



## 2 支給決定金額（累計：雇用調整助成金＋緊急雇用安定助成金）

(億円)





# 「産業雇用安定助成金」及び「出向マッチング支援」のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、**出向元と出向先の双方の事業主に対して助成します。**

## 助成金の対象となる「出向」

- **対象**：雇用調整を目的とする出向（新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図ることを目的に行う出向）が対象。
- **前提**：雇用維持を図るための助成のため、出向期間終了後は元の事業所に戻って働くことが前提。

### ※ [令和3年8月1日以降に新たに開始される出向に関する特例]

独立性が認められない事業主間の出向（※1）も、一定の要件（※2）を満たせば助成対象となります。

（※1）例えば、子会社間（両者の親会社からの出資割合を乗じて得た割合が50%を超える場合）の出向や代表取締役が同一人物である企業間の出向など  
（※2）新型コロナウイルス感染症の影響による雇用維持のために、通常の配置転換の一環として行われる出向と区分して行われる出向が対象です。

## 対象事業主

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされたため、労働者の雇用維持を目的として出向により労働者（雇用保険被保険者）を送り出す事業主（**出向元事業主**）
- ② 当該労働者を受け入れる事業主（**出向先事業主**）



## 助成率・助成額

- **出向運営経費**（上記※印の特例の場合の助成率は、中小企業2/3、中小企業以外1/2）  
出向元事業主および出向先事業主が負担する賃金、教育訓練および労務管理に関する調整経費など、**出向中に要する経費の一部**を助成します。

	中小企業	中小企業以外
出向元が労働者の解雇などを行っていない場合	9/10	3/4
出向元が労働者の解雇などを行っている場合	4/5	2/3
上限額（出向元・先の計）	12,000円/日	

- **出向初期経費**（1人当たり10万円、ただし上記※印の特例の場合は対象外）  
就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるための機器や備品の設備などの**出向の成立に要する措置を行った場合に助成**します。

## 詳細・その他

助成金の詳細につきましては、「**産業雇用安定助成金ガイドブック**」をご覧ください。厚生労働省ホームページの在籍型出向支援に関する専用ページから確認やダウンロードが可能です。その他専用ページには「**在籍型出向“基本がわかる”ハンドブック**」や説明動画等の最新情報が掲載されています。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/jigyounushi/page06\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jigyounushi/page06_00001.html)

産業雇用安定助成金  
ガイドブック



## 出向マッチング支援 — 出向先や出向元企業をどう探す？ —

（公財）産業雇用安定センターでは、出向先と出向元の**双方の企業に対して出向のマッチングを無料で行っています。**

出向契約の準備等の相談も可能です。是非ご相談ください。

公益財団法人 産業雇用安定センター 石川事務所 電話:076-261-6047  
〒920-0869 石川県金沢市上堤町1番12号 金沢南町ビル4階 <http://www.sangyokoyo.or.jp/>

産業雇用安定センター



## お問い合わせ

出向マッチング支援について **076-261-6047** 公益財団法人産業雇用安定センター  
産業雇用安定助成金について **0120-60-3999** コールセンター（受付時間 9:00-21:00 土日祝日含む）  
又は、 石川労働局 職業対策課・ハローワークまで

## 独立性が認められない子会社間などの「在籍型出向」も 産業雇用安定助成金の助成対象になります

### 助成金の概要

「産業雇用安定助成金」は、新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、**出向元と出向先の双方の事業主に対して助成を行う**ものです。

※助成金の詳細については、「産業雇用安定助成金ガイドブック」をご確認ください。



ガイドブックはこちら

### 新たに助成金の対象となる「出向」

NEW

以下の項目全てを満たした出向が対象となります。

- 資本的・経済的・組織的関連性などからみて**独立性が認められない**事業主間で実施される出向  
(例) ・子会社間の出向（両社の親会社からの出資割合を乗じて得た割合が50%を超える場合に限り）
  - ・代表取締役が同一人物である企業間の出向
  - ・親会社と子会社の間の出向
  - ・「人事、経理、労務管理、労働条件等の決定への関与」や「常時の取引状況」などを総合的に判断し、独立性が認められないと判断される企業間の出向※独立性が認められる事業主間で実施される出向の場合は、通常の助成率・助成額が適用されます。
- 新型コロナウイルス感染症の影響による雇用維持のために、**通常の配置転換の一環として行われる出向と区分して行われる**出向
- **令和3年8月1日以降に新たに開始**される出向  
※助成金を受けるにあたっての支給要件は、このリーフレットに記載されている以外にもあります。  
詳細は下記の「申請・お問い合わせ先」をご確認ください。

### 助成率

NEW

#### 出向運営経費

出向元事業主および出向先事業主が負担する賃金、教育訓練、労務管理に関する調整経費など、**出向中に要する経費の一部を助成**します。

	中小企業	中小企業以外
助成率	2/3	1/2
上限額（出向元・先の計）	12,000円/日	

※出向の成立に要する措置を行った場合に助成される「出向初期経費助成」は支給されません。

### 申請・お問い合わせ先

ご不明な点は、下記のコールセンターもしくは最寄りの都道府県労働局、ハローワークまでお問い合わせください。

[雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター]

電話番号 0120(60)3999 受付時間 9:00~21:00 土日・祝日含む

※助成金の相談・申請先は（公財）産業雇用安定センターではありませんのでご注意ください。



お問い合わせ先はこちら

(事業主の方へ)

# 令和3年12月以降の雇用調整助成金の特例措置等について

## 延長について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、**令和3年11月30日**までを期限に雇用調整助成金の特例措置を講じてきたところですが、

**この特例措置を12月31日(\*)まで延長いたします。**

※令和4年1月以降は施行にあたって厚生労働省令の改正等が必要であり、現時点での**予定**です。

## 特例措置の内容

判定基礎期間の初日		令和3年	令和4年 <b>予定</b>	
		5月～12月	1月・2月	3月
中小企業	原則的な措置	4/5 (9/10) 13,500円	4/5 (9/10) 11,000円	4/5 (9/10) 9,000円
	業況特例・地域特例	4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (10/10) 15,000円	
大企業	原則的な措置	2/3 (3/4) 13,500円	2/3 (3/4) 11,000円	2/3 (3/4) 9,000円
	業況特例・地域特例	4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (10/10) 15,000円	

(注) 金額は1人1日あたりの上限額、括弧書きの助成率は**解雇等を行わない場合**

【令和3年12月まで】

原則的な措置では、令和2年1月24日以降の解雇等の有無及び「判定基礎期間末日の労働者数が各月末の労働者数平均の4/5以上」  
地域・業況特例では、令和3年1月8日以降の解雇等の有無

【令和4年1月から】

原則的な措置では、令和3年1月8日以降の解雇等の有無及び「判定基礎期間末日の労働者数が各月末の労働者数平均の4/5以上」  
地域・業況特例では、令和3年1月8日以降の解雇等の有無

○令和4年1月以降は施行にあたって厚生労働省令の改正等が必要であり、現時点での**予定**です。

○雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当については、「緊急雇用安定助成金」として支給しています。



制度の見直し等によりその都度**支給申請様式の改定**を行っております。そのため、支給申請を行う場合は、**その都度**、厚生労働省HPから**最新様式のダウンロード**をお願いします。

## お問合せ先

ご不明な点は、以下のコールセンターまでお問い合わせ下さい。

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター  
0120-60-3999 受付時間 9:00~21:00 土日・祝日含む



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

厚生労働省HP



LL031124企01

## 業況特例（特に業況が厳しい全国の事業主）

### 【対象となる事業主】

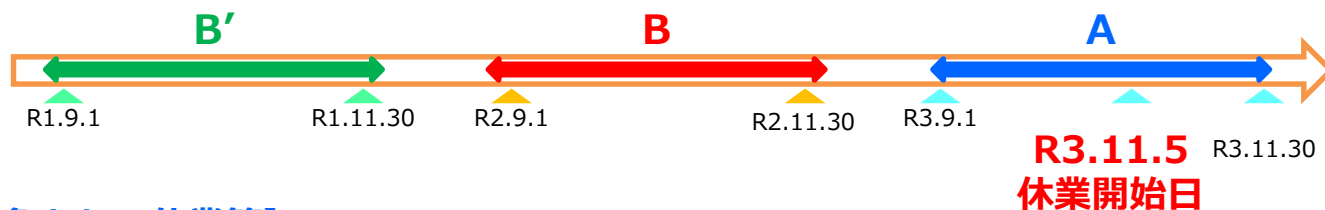
AとBそれぞれの月平均値の生産指標（売上げ高等）を比較し、Aが30%以上減少している事業主

**A**：判定基礎期間の初日が属する月から遡って3か月間の生産指標

**B**：Aの3ヶ月間の生産指標に対して、前年同期または前々年同期の生産指標

（①雇用保険適用事業所設置後であって、②労働者を雇用している場合（緊急雇用安定助成金は②のみ）に限る。）

例：令和3年11月5日から休業を実施した場合（賃金締切日が月末の場合）



### 【対象となる休業等】

判定基礎期間の初日が令和3年12月31日以前の休業等（短時間休業を含む）

### お知らせ

- 令和3年12月までに既に業況の確認を行っている事業主は、令和4年1月1日以降に判定基礎期間の初日を迎えるものについては、その段階で業況の再確認を行います。
- 判定基礎期間の初日が令和4年1月1日以降の休業については、生産指標が最近3か月の月平均で前年、前々年又は3年前同期比30%以上減少の全国の事業主を業況特例の対象とする予定です。（施行にあたっては厚生労働省令の改正等が必要であり、現時点の予定です。）

## 地域特例（営業時間の短縮等に協力する事業主）

### 【対象となる事業主】

以下を満たす飲食店や催物（イベント等）を開催する事業主等

- (1)緊急事態措置の対象区域またはまん延防止等重点措置の対象区域（職業安定局長が定める区域）の都道府県知事による要請等を受けて、
- (2)緊急事態措置を実施すべき期間またはまん延防止等重点措置を実施すべき期間を通じ、
- (3)要請等の対象となる施設（要請等対象施設）の全てにおいて、
- (4)休業、営業時間の変更、収容率・人数上限の制限、入場者の整理等、飲食物提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）又はカラオケ設備利用の自粛に協力する

### 【対象となる休業等】

要請等対象施設における以下の期間を含む判定基礎期間の休業等（短期間休業を含む）



厚生労働省ホームページに掲載する区域及び期間

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/cochomoney\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/cochomoney_00002.html)

## 石川県における好事例

### 卸売業、小売業（出向元送出企業）

【業務内容】 兼六園での土産物販売、  
飲食  
【従業員数】 14名

出向期間12か月  
出向労働者3名

### 卸売業、小売業（出向先受入企業）

【業務内容】 フルーツ販売、飲食、  
洋菓子製造  
【従業員数】 70名

### 【取組内容】

① マッチング～企業間調整	② 企業間調整～契約	③ 契約～出向開始	④ 出向開始～
<p>・ 社長同士が知人であることがきっかけ。共通の知人である社会保険労務士を含めた3人で話し合った結果、即戦力になる【飲食＝飲食】からはじめればうまくいくのではないかと考え、スタート。</p> <p>・ 在籍型出向にあたり、企業文化の違い等を話し合った。</p>	<p>・ 契約内容の調整、契約書の作成等 双方の社長、社会保険労務士と3人で作成した。</p> <p>・ 在籍型出向の説明と出向希望者の公募 <u>出向元の社長が実際に出向先のパフェを買ってきて、従業員と食べながら話をした。「仕事を休んで働かずにお金をもらっている状態が果たして本当に良いのか、モチベーションを保てるのか、出向先ではこれ（パフェ）を作っ</u> <u>てほしい、スキルを身につけて帰ってきてほしい」と伝え</u> <u>たところ、対象となる従業員全員が出向を希望。</u></p> <p>・ 出向元の社長自ら出向先の現場に従業員を連れて行き、出向先の社長から現場を説明してもらった。</p>		<p>・ 出向元は、週1回程度、出向元から電話による出向労働者へのフォローを行っている。</p>

### 【出向元企業の声】

- 社長自ら、従業員へ向けて出向する目的を丁寧に説明した。なぜ出向するのか、単なる労働力として行くのではなく、スキルを身につけて帰ってきてほしいと伝えた。目的を明確にし、きちんと伝えることが大切だと思う。
- 出向労働者へのフォローも週に1回程度、専務(人事担当)から従業員へ直接電話にて行っている。また、社長宅に寄ってもらったり、アットホームな社風は保ったままであり、良好である。
- 他社を知ることによって、自社の良さを知る良い機会にもなっている。
- 従業員に多様なスキルが身につく。出向元・先ともに飲食で似ているところもあるが、出向先はフルーツを専門的に扱う会社であり、パフェ等スイーツ商品を学ぶ良い機会となっている。
- 既にいくつかのフィードバックがあった。出向労働者の提案を受け、来年春に自社にて出向先監修の新メニュー（パフェ）を開発・販売することが決定した。元々スイーツ部門を立ち上げたいと思っていたので、とてもいいきっかけとなった。
- 出向から戻ってきた際には、商品開発のリーダーになってほしいと伝えてある。

### 【出向先企業の声】

- 正社員の人手不足が解消され、自社従業員の業務負担を軽減できた。
- 他社の労働者を受け入れることで、よりビジネスライクな職場に変化した。
- 製造責任者による教育を延べ3日間行った。
- あくまで、出向元・出向先、異なる会社の労働者であることを忘れないようにした。



### 【出向労働者の声】

- 出向元の会社に在籍しているという安心感がある中で、新しい仕事を体験できることは、今後の自身のキャリアにおいて役に立つと思う。
- 同じ組織の中にいるだけでは、固定観念に縛られることが多くなってしまいが、一歩外に出ることで、新たな技術や考え方を知ることができ、刺激を得られた。
- 出向元の上司から励ましの言葉をもらったことが自身に対する支援となった。
- 経験した事のない仕事内容に従事することや、新しい人間関係に馴染めるかどうかという点で出向前に不安や悩みはあったが、実際に出向してみて不安や悩みは減少した。数週間から1ヶ月程度の間、仕事に慣れる努力をすれば、ある程度の不安や悩みは減少すると思う。